

消費者契約法専門調査会における今後の審議の進め方（案）

平成 28 年 11 月 7 日

消費者委員会事務局

平成 27 年 12 月「消費者契約法専門調査会報告書」（以下、「報告書」という。）において「今後の検討課題」とされた論点について、本年 9 月に消費者契約法専門調査会（以下、「専門調査会」という。）の審議を再開したところである。

今後の専門調査会での審議においては、これまでの専門調査会における議論及び報告書において「今後の検討課題」とされた論点を基本としつつ、本年 5 月に成立した消費者契約法の一部を改正する法律案（第 190 回国会内閣提出法律案第 45 号）に対する附帯決議において明示された論点及び再開後の専門調査会における議論状況を踏まえ、下記 1（1）及び（2）の論点を優先的に検討し、下記 2 の論点については優先的に検討すべき論点の議論状況に応じて関連する論点を適宜、検討することとしてはどうか。

また、論点の検討にあたっては、裁判例や消費生活相談事例等を収集・分析することで問題点を整理しつつ、事業活動に対する具体的な影響等も踏まえて検討することとしてはどうか。

記

1. 優先的に検討すべき論点

(1) 契約締結過程

- ・「勧誘」要件の在り方（法第 4 条第 1 項乃至第 4 項）
- ・不利益事実の不告知（法第 4 条第 2 項）
- ・困惑類型の追加
- ・合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

(2) 契約条項

- ・「平均的な損害の額」の立証責任（法第 9 条第 1 号）
- ・不当条項の類型の追加
- ・条項使用者不利の原則

2. 1. 以外の論点

- ・「消費者」概念の在り方
- ・断定的判断の提供（法第 4 条第 1 項第 2 号）
- ・「第三者」による不当勧誘（法第 5 条第 1 項）
- ・法定追認の特則
- ・損害賠償額の予定・違約金条項（「解除に伴う」要件の在り方）（法第 9 条第 1 号）